

○厚生労働省令第百六号
 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第七十八号）の施行に伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令の一部を次の表のように定める。

令和三年六月十八日
 厚生労働大臣 田村 憲久

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
 （特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）
 第一条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求） 第五条 法第三条の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金」という。）及び法第七条の訴訟手当金（以下「訴訟手当金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出しなければならない。 一～三（略） 四 法第五条に規定する判決確定日等（以下「判決確定日等」という。） 五～八（略） 二・三（略）
改正前	（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求） 第五条 法第三条の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金」という。）及び法第七条の訴訟手当金（以下「訴訟手当金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出しなければならない。 一～三（略） 四 法第五条第二号に規定する判決確定日等（以下「判決確定日等」という。） 五～八（略） 二・三（略）

（社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）
第二条 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	（予算総則及び附属明細書の特例） 第二条 平成二十四年度から令和八年度までの間、第四条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金の借入れの限度額」と、第
改正前	（予算総則及び附属明細書の特例） 第二条 平成二十四年度から平成三十三年までの間、第四条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金の借入れの限度額」と、

第十五条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金の明細（借入先並びに借入先との事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。）」とする。

第十五条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金の明細（借入先並びに借入先との事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。）」とする。

○厚生労働省令第百七号
 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十一条及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九十条の規定に基づき、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程及び国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十八日
 厚生労働大臣 田村 憲久

第一条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部を改正する省令
 （社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）
第一条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生労働省令第百五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	（新設） 第二条 審査委員会において、診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。第六項を除き、以下同じ。）の決定をなす場合には、審査委員の二分の一以上の出席がなければ審査の決定をすることができない。
改正前	（新設） 第二条 審査委員会において、診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。第三項を除き、以下同じ。）の決定をなす場合には、審査委員の二分の一以上の出席がなければ審査の決定をすることができない。

（新設）

（新設）

1 審査委員会、前項の規定によりあらかじめ審査をした場合であつて、審査委員会があるときは、その定めるところにより、代表となる審査委員により構成される合議体で診療報酬請求書の審査の決定を委任することができる。

2 前項の合議体を構成する審査委員は、次の各号に掲げる者のそれぞれについて代表となる審査委員として審査委員会が認める者とし、その数は、第一号に掲げる者及び第二号に掲げる者については、それぞれ同数とする。

一 診療担当者を代表する審査委員
 二 保険者を代表する審査委員
 三 学識経験者である審査委員

